

保護者のみなさま

## うきは市就学援助制度の変更について

うきは市教育委員会では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に、給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を設けています。この度、認定基準の見直しを行い、以下のとおり制度が変更されることとなりましたので、お知らせいたします。

### 1 変更年度

令和6年度申請分から変更となります。

### 2 変更点

認定基準の「6」が新たに追加されます。

	現行	変更後
認定基準	1. 生活保護が停止または廃止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯 2. 世帯全体の市民税が非課税であるか、減免措置を受けている世帯 3. 国民年金の掛金が全額減免されている世帯 4. 児童扶養手当の全額支給を受けている世帯 5. 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合	1. 生活保護が停止または廃止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯 2. 世帯全体の市民税が非課税であるか、減免措置を受けている世帯 3. 国民年金の掛金が全額減免されている世帯 4. 児童扶養手当の全額支給を受けている世帯 5. 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で生活状態が急激に悪化したと認められる場合  <b>6. 世帯の前年度における所得額が、生活保護法に規定する保護の基準額の1.3倍未満である場合</b>

### ●新たな認定基準（保護の基準額の1.3倍未満である世帯）の目安

〈例1〉父40歳、母35歳、子14歳、子9歳の4人家族の場合 年間総所得278万円以下

→ 給与収入345万円（所得233万円）＋パート収入100万円（所得45万円）＝278万円

〈例2〉父40歳、母35歳、子9歳の3人家族の場合 年間総所得226万円以下

→ 給与収入270万円（所得181万円）＋パート収入100万円（所得45万円）＝226万円

※あくまで一定の目安です。家族構成などにより基準は異なります。

※住民票同一世帯全員の収入を合わせた金額で審査します。

○援助の対象になるかは審査によって判断しますので、まずは申請してください。

### 3 今回手続きが必要な方

制度変更に伴い、新たに申請を希望される方。

児童生徒の在籍校又はうきは市教育委員会（学校教育課）へ申請書を提出してください。

※今年度「否認定」の方も再度申請することができます。

※今回認定された場合は、令和6年4月分から遡って支給となります。

※既に令和6年度就学援助の認定を受けている方については、今回の手続きは不要です。

4 申請に必要なもの

- ・就学援助申請書(児童生徒の在籍校又はうきは市教育委員会(学校教育課)に準備しています)
- ・振込口座がわかるもの(通帳など)

※本年1月2日以降にうきは市へ転入された方は、転出市区町村で交付する世帯全員の令和6年度所得課税証明書を取得して提出ください。

※所得の申告をしていない場合は認定できません。必ず申告を済ませてください。

5 申請受付期間

令和6年10月1日(火)～10月31日(金)

6 お問い合わせ

わからないことがありましたら、児童生徒の在籍校又はうきは市教育委員会(学校教育課)へご相談ください。

うきは市教育委員会 学校教育課学事係 TEL:0943-75-4950 平日8:30～17:15